

答申 第15号
令和4年11月9日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 富永 健

改正個人情報保護法に係る伊勢市の対応等に関する意見について（答申）

令和4年10月19日付けで諮問のありました改正個人情報保護法に係る伊勢市の対応等に関する意見について、下記のとおりお答えします。

記

1. 諮問の理由

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正された。

これまでの個人情報保護法制については、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体で異なる規律が適用されていたが、この改正により、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正個人情報保護法」という。）に一本化され、共通のルールで運用を図ることになった。

令和5年4月1日から、改正個人情報保護法が直接適用されることから、現行の伊勢市個人情報保護条例（平成17年伊勢市条例第20号。以下「現行条例」という。）を廃止し、改正個人情報保護法の施行に関して必要な事項として、法令で委任された事項、条例で定めることが許容された事項を新たに規定するため、伊勢市個人情報施行条例（以下「法施行条例」という。）を制定するとともに、伊勢市情報公開条例の一部改正を行うこととなった。また、情報公開請求及び個人情報開示請求における写しの交付に係る減免の制度について、見直しを行うこととした。

これらの理由により、意見を求められたものである。

2. 諮問の内容

- (1) 改正個人情報保護法の施行に伴う伊勢市の個人情報保護制度の見直しについて
 - ア 条例要配慮個人情報の定義
 - イ 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表（現行条例の個人情報取扱事務届出の維持）
 - ウ 開示請求に係る手数料

- エ 行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入
 - オ 不開示情報の範囲（情報公開条例との調整）
 - カ 開示請求の手続（決定期限）
 - キ 審議会（個人情報の適正な取扱いのための必要な措置）
- (2) 写しの交付に係る減免制度の見直し

3. 所管課

伊勢市総務部総務課

4. 審査会としての答申

(1) 条例要配慮個人情報の定義

地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定めることのできる条例要配慮個人情報を、法施行条例で定めないことは適当である。

(2) 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表（現行条例の個人情報取扱事務届出の維持）

個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表を行わず、法定の個人情報ファイル簿のみを作成・公表することについて、その場合、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルはその適用除外となることから、引き続き伊勢市の個人情報を取り扱う事務について、適正な取扱いを確保するとともに、住民の開示請求等を行う権利を保障するためにも、現行条例で定めている個人情報取扱事務の届出に関して、それを維持するための必要な規定を法施行条例に設けるべきである。

(3) 開示請求等に係る手数料

開示請求に係る手数料について、それを徴収せず、写しの作成に要する費用を手数料として徴収すること、及び写しの送付に要する費用を実費として徴収することについては適当である。

また、情報公開請求に係る手数料についても、同様の内容で情報公開条例を改めることは適当である。

(4) 行政機関匿名加工情報の提供制度の導入

行政機関等が保有する個人情報を特定の個人が識別できないように加工し、かつ復元できないようにした情報である行政機関等匿名加工情報について、これを提供する制度を導入しないことは適当である。

(5) 不開示情報の範囲（情報公開条例との調整）

伊勢市情報公開条例について、改正個人情報保護法の非開示情報との整合性を保つために、必要な改正を行うことは適当である。

(6) 開示請求の手続（決定期限）

法定の開示決定期間（30日以内）を短縮し、現行条例に規定する期間（請求があった日から14日以内）と同様とする規定を法施行条例に設けることは適当で

ある。

また、伊勢市情報公開条例の決定期限について、改正個人情報保護法の規定と同様、初日を不算入とする規定に改めることは適当である。

(7) 審議会（個人情報の適正な取扱いのための必要な措置）

個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合において、諮問を行うことができる審議会等について、これを設置しないことは適当である。

(8) 写しの交付に係る減免制度の見直し

情報公開請求及び個人情報開示請求における写しの交付に係る手数料の免除又は減額について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律と同水準の限度額を新たに設けることは適当である。

5. 審査会の処理経過等

(1) 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年11月1日	第1回審議
令和4年11月8日	第2回審議

(2) 伊勢市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	富 永 健	皇學館大学教授
会長職務代理者	濱 田 秀 也	弁護士
委 員	筒 井 琢 磨	皇學館大学教授
委 員	杉 山 謙 三	伊勢市総連合自治会
委 員	佐 波 保	人権擁護委員